

# 戦後期の防火建築帯・防災建築街区の更新に向けた 台湾の亭仔脚の空間構成との比較研究

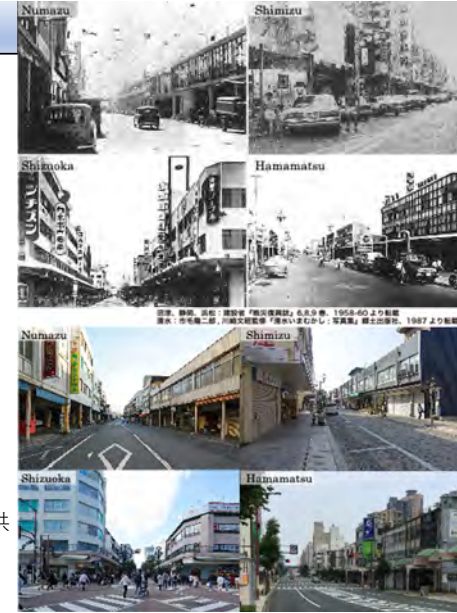
16 OCT2023

脇坂 圭一／静岡理科大学  
土屋 和男／常葉大学

## 1. 研究の目的

### 防火建築帯・防災建築街区の更新に向けた検討

- [背景]
- ・昭和20～40年代、木造家屋が多い都市において**大火**による**延焼防止**が課題
- [法整備]
- ・**耐火建築促進法**（S27、1952年）→**防火建築帯**
  - ・**防災建築街区造成法**（S36、1961年）→**防災建築街区**
- [仕様]
- ・**鉄筋コンクリート（RC）造、長屋型商店街共同ビル**
  - ・**地上3階建て以上、奥行11m以上**
- [課題]
- ・地方都市に大量に残存
  - ・**老朽化、後継者不足、商環境の変化など、多くの課題**
- ↓
- **土地区画**の継承、連続的な**壁面線**、**人間的スケール**
  - ⇔再開発には無い特徴
  - 1階を**公共用歩道**として**壁面後退**：**私有地**を連続的に提供
  - ⇒ **快適な歩行空間**と**賑わい**を創出するための設え



沼津 本通防火建築帯（1954年度 日本建築学会賞（行政）、2018年 DOCOMOMO認定）

・「**アーケード**の出来ますもとは、丁度町方の人で**台湾**のいわゆる**日除**をした**アーケード街**を見てきまして、日除について台湾の建物のようにやったほうがいゝという事でした」（『防火帯共同建築 沼津本通り建設の実際を見る』社団法人セメント協会、1955）

・「元**台湾**に**居住した人**があつて、台湾では日射をさけるため**道路の歩道上**に**建物が出来ている**からこの方法にしたらとの意見があり、これには全員賛成と言うことで、実現方を市に求めて来たのであつた。」（建設省編『戦災復興誌』第9巻、都市計画協会、1960）



- ・人通りの少ない日本の防火建築帯・防災建築街区と台湾・亭仔脚の意外な繋がり。
- ・賑わい創出の先進事例としての再参照としての台湾・亭仔脚。



台湾・亭仔脚  
（アーケード付店屋）



台北・迪化街  
（旧永楽、  
ディーホアジェ）

新北・三峡  
（サンシア）

桃園・大溪  
（ダーシー）

台南・中正路  
（旧末廣町、林百  
貨店を含めた末廣  
町共同建築）

[目的] 台湾において日本統治時代に建設された**アーケード付店屋**「**亭仔脚**」に着目し、賑わいの場としての**空間構成**、**法的な仕組み**、**アクティビティ**に関して**日台比較**を行い、日本の**防災建築街区**等のストック活用を含めた**更新手法**の検討に有用な知見を得る。

## 2. 既往研究の到達点と本研究の位置付け

□防災建築街区等に関する研究:

・**外形の構成**に着目した研究(中井ら、文1)

1)鈴木成也, 中井邦夫, 渡辺悠介「防災建築街区造成事業における住商併存建築の外形構成の変遷」『日本建築学会計画系論文集』No.88 (803), pp.308-315, 2023-01-01

□台湾の亭仔脚に関する研究 |

・**日本統治期の近代都市計画の導入**に関する研究(五島、文2)

・**意匠論的研究**(李ら、文3)

・**利用と管理**に関する研究(西川・中川ら、文4)

・**歴史地区における法制度**に関する研究(蕭ら、文5)

2)五島寧「日本統治下台北における近代都市計画の導入に関する研究」『日本都市計画学会 都市計画論文集』No.44.3 (0), pp.859-864,2009

3)李東明, 波多野純「台北市迪化街におけるアーケード付き街屋建築の成立と変遷」『日本建築学会計画系論文集』No.66 (547), pp.237-242, 2001

4)西川博美, 中川理「日本統治期の台湾における軒下歩道の利用と管理」『日本建築学会計画系論文集』No.79 (699), pp.1265-1272, 2014

5)蕭閔偉, 城所哲夫, 瀨田史彦「歴史的街区における容積移転制度の導入の意義と課題の解明」『日本建築学会計画系論文集』No.82 (742), pp.3147-3157, 2017

## 3. 法制度の日台比較

表 1. 台湾と日本の法制度の変遷

台湾	年	日本
【迪化街】大稻埕地区が市街地として発展開始	1891年	日清戦争終結、日清講和条約(下関条約)締結
	1895年	
日本統治 開始、「家屋建築規則」	1896年	・亭仔脚の義務化(明治33年)
「台湾家屋建築規則」公布	1900年	
【迪化街一段】「市区改正」(台北市、第五次)	1905年	
【大溪】「市区改正」	1912年	「都市計画法(旧法)」市街地建築物法」成立 皇居周辺が「美観地区」に指定
【三峡】「市区改正」	1916年	
「街路取締規則」	1918年	
【大溪】街路拡幅、店屋ファサード改修	1919年	
	1933年	「台湾都市計画法令」(アーケードの設置義務化)
	1936年	
【大溪】「市区改正計画」変更、亭仔脚店屋改築完了	1937年	第二次世界大戦 終結、「戦災復興都市計画」
日本統治より解放	1945年	

表 1. 台湾と日本の法制度の変遷

台湾	年	日本
日本統治より解放	1945年	第二次世界大戦 終結、「戦災復興都市計画」
	1950年	「建築基準法」「文化財保護法」施行
	1952年	「耐火建築促進法」施行
	1954年	「土地区画整理法」公布
	1961年	「防災建築街区造成法」施行
	1961年	「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」公布
	1968年	「都市計画法」公布
	1969年	「都市再開発法」公布
街区の衰退	1970年代	1954年度 日本建築学会賞(行政) 「沼津本通防火建築帯」
【迪化街一段】都市計画道路の指定、道路幅7.8mから20mへの拡幅計画	1977年	
「行政院文化建設委員会」発足	1981年	
「文化資産保存法」公布	1982年	
街区保存活動、本格的に開始	1987年	
台湾全土で老街修復運動が発生	1990年	
【三峡】古蹟、指定	1991年	
【三峡】古蹟、解除	1993年	
【三峡】「社区总体营造政策」開始、老街保存事業が本格化	1994年	

表 1. 台湾と日本の法制度の変遷

台湾	年	日本
【迪化街一段】「地区環境改造計画:大稻埕再発展行動計画第一段階計画」策定	1995年	「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」制定
【三峡】「創造城郷新風貌計画」	1997年	
	1998年	「中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体化推進に関する法律」制定
【三峡】「三峡老街区再発展法案」が策定	1999年	
「文化資産保存法」改正、古蹟に伝統集落・町並みを追加	2000年	
【迪化街一段】「大稻埕歴史風貌特定専用区計画」公表、「容積移転制度(TDR)」	2000年	「景観法」施行
【三峡】三峡老街復興工事 開始	2004年	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」施行
【三峡】三峡老街復興工事 完了	2006年	
	2008年	
「URS (Urban Regeneration Station、都市再生基地)」創設	2010年	
「文化資産保存法」改正	2016年	2018年 DOCOMOMO認定「沼津市本通防火建築帯」/建設工学研究会(池部陽、今泉善一)
「大稻埕歴史風貌特定専用区細部計画」改正		

・台湾: 積極的な保存活用に向けた法整備と工事の実施

⇒日本: 行政における保全に向けた政策はほとんど見られない。学協会による価値の認定はあり。



桃園市政府社區規則師（大溪區、黃建義氏）ヒアリング

質問	回答
1) 保存の価値の考え方	1996年以前は古い建物を壊すべきという人が多かったが、現在は古いものを残そうという人が多い。1996年、「 <b>社区総體榮造</b> 」ができてから新しいまちづくりに対する教育が全国で始まり、921地震をきっかけとしてまちづくりの機運が高まった。国民が政府に押さえつけられた過去もあり、大溪老街で保存の話が出た時は皆、同意した。
2) 保存指定の内容	高さは揃えることとして、 <b>自由度</b> は高かった。
3) 都市計画上の特区	台湾において、大溪では「文化と観光（歴史）」、台湾中央では「芸術」、亀山地区では「工業」など、特区を決めて都市政策を行っている。
4) 行政出先部署への専門家の配置状況	「 <b>社区發展協会</b> 」ができて、 <b>政府との調整役</b> を務めている。 <b>協合理事長、総幹事、理事会、社会居民</b> という階層で、 <b>居民（住民）からの意見を汲み取る仕組み</b> がある
5) 都市開発と文化財保存の相反する関係性	観光のために開発の機運があったが、 <b>観光局と話し合う会議の場</b> を設け、どういう所が良くなるか徹底的に議論した。
6) 公共用地としての道路使用の規制	駐車場の問題があるものの、「 <b>生活便利</b> 」に配慮して、家の前に置いて良いこととしている。老人がいれば車は必要で、「 <b>必要之悪</b> 」として考える。だからこそ亭仔脚の景観が成立する。
7) 成功している都市における行政内のキーマン	<b>文化財行政に理解のある市長</b> がいたということもある。
8) 法規制の徹底度合い	民間でみんなで守っている「 <b>社区意識</b> 」が根付いている。

4. アクティビティとアトラクター



様々な用途の空間装置（アトラクター）

客・知人・近隣との会話・交流（アクティビティ）

ワゴンや台を並べた商品陳列  
 所狭しと並べられた机・イス  
 移動式シンク  
 可動式ベンチ  
 店先スペース  
**梁下に吊されたベンチ兼ブランコ**  
**軒下空間**  
**道路と並行におかれた長机・イス**

買い物行為（主に問屋）  
 飲食（飲食店）  
 洗い場作業（飲食店）  
 会話（商店など）  
 客・知人・近隣との立ち話（商店など）  
**会話（商店など）**  
**音楽ライブのステージ**  
**姓名判断**



図6 台北迪化街 図7 大溪 図8 三峡 図9 台南

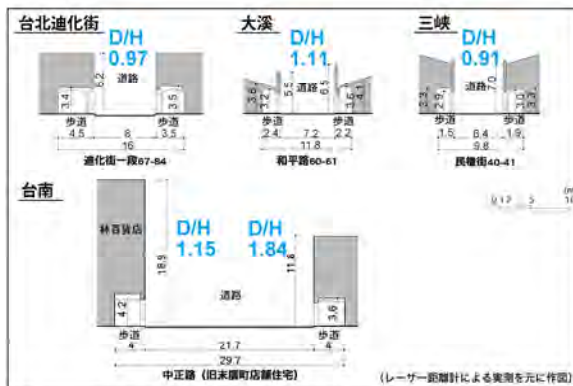


図10 台北迪化街、大溪、三峡、台南の道路と建物の断面

台北(大稲埕)
迪化街一段、二段、三段 (旧永楽町) 1920(大正9)年(市区改正による 拡幅(一部は1850年代から))
大溪
和平路、中山路(新南) 1919(大正8)年(市区改正による 拡幅)
三峡
民権街 1916(大正5)年(大正期)
台南
中正路(旧末廣町) 1932(昭和7)年(市区改正による 拡幅)

表2 台北迪化街、大溪、三峡、台南の建設時期



図1 沼津本通 図2 清水銀座 図3 静岡呉服町 図4 浜松田町

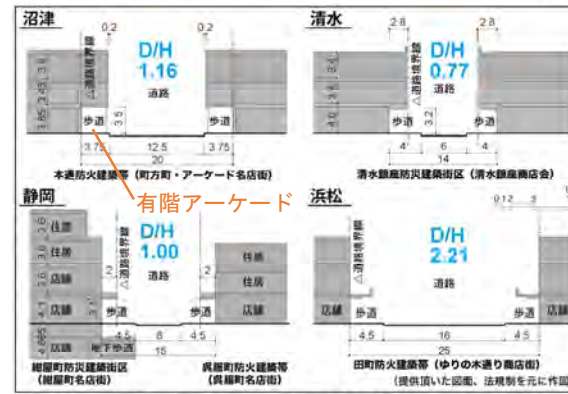


図5 沼津、清水、静岡、浜松の道路と建物の断面

沼津
本通防火建築帯 1953-54(昭和28-昭和29)年 上土通防火建築帯 1960(昭和35)年
清水
清水銀座防火建築街区 1968-69(昭和43-44)年
静岡
呉服町通防火建築帯 1956-58(昭和31-33)年 紺屋町防火建築街区 1968-72(昭和43-47)年
浜松
田町防火建築帯 1957-60(昭和32-35)年 田町防火建築街区 1962-64(昭和37-39)年

表1 沼津、清水、静岡、浜松の建設時期

地元行政は道路境界線を越えて民間・公共が二重管理する状況を解消したい  
 ⇒有階アーケード形式の存続の危機。

## 5. 街区・平面・間口・立面の日台比較

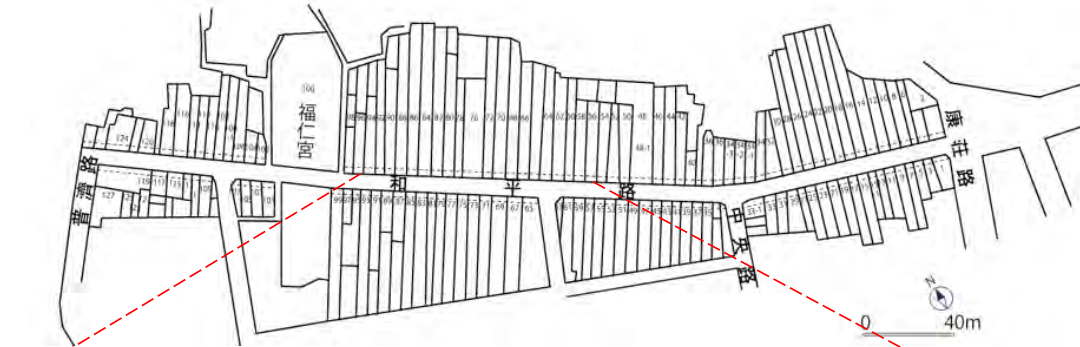
【迪化街】（街路延長1.04km、間口平均5.05m）



【三峡】（街路延長240m、間口平均5.84m）



【大溪】（街路延長380m、間口平均4.87m）



【台南・中正路】（街路延長180m、間口平均6.14m）

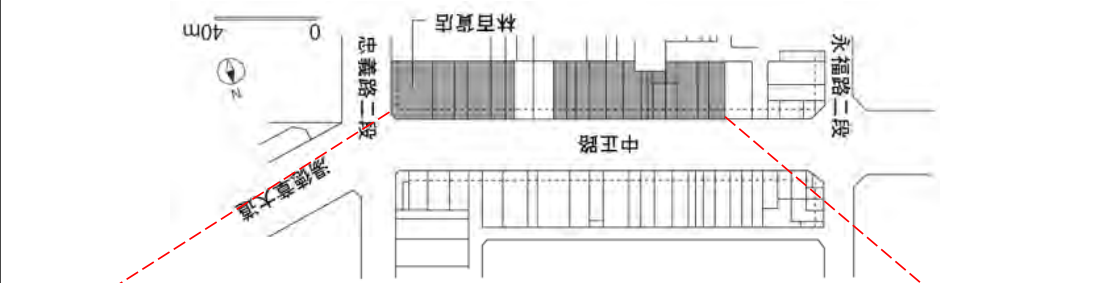


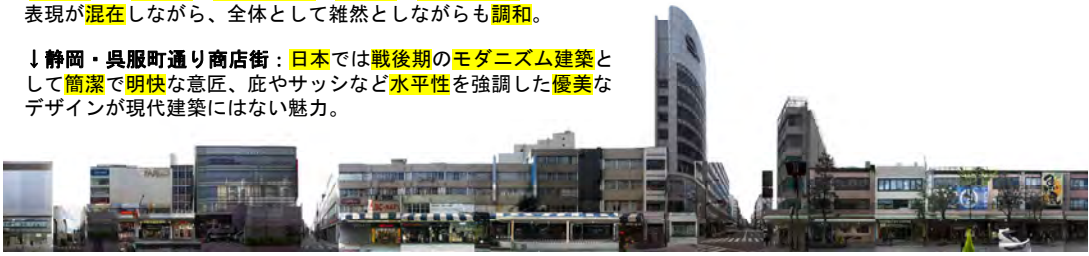


表3. 台湾諸都市の老街の特徴

	台北市	新北市	桃園市	台南市
老街	迪化街	三峡	大溪	(林百貨店、旧末廣町店舗住宅)
街路名	迪化街一段	民権街	和平路	中正路
用途	問屋街、卸売、住宅等	飲食、住宅等	木製品、家具製作、飲食、住宅等	洋服、眼鏡、不動産等
街路延長	約1.04km	約240m	約380m	約180m (建物約150m)
間口	5.05m (2.81間、16.68尺)	5.84m (3.24間、19.27尺)	4.87m (2.71間、16.08尺)	6.14m (3.41間、20.27尺)
立面構成	平屋、2階、3階が主。ファサードは年代によって、「 <u>ミンナン式</u> 」「 <u>倣洋楼式</u> 」「 <u>洋楼式</u> 」「 <u>バロック式</u> 」近代建築式が混在。	平屋が多くを占め、その他は2階が多い。ファサードの外装には主にレンガが用いられる。	時代によって、装飾的な「 <u>明治型</u> 」、煉瓦造の「 <u>大正型</u> 」、RC造によるモダニズムの「 <u>昭和型</u> 」に分けられる。	百貨店はコーナー部のエントランス上部を塔状に構成し、 <u>スクラッチタイル</u> で仕上げた。西隣の区画も百貨店と同様の意匠。

・台湾では閩南式、バロック式、明治型、モダニズムなど複数の表現が混在しながら、全体として雑然としながらも調和。

↓静岡・呉服町通り商店街：日本では戦後期のモダニズム建築として簡潔で明快な意匠、庇やサッシなど水平性を強調した優美なデザインが現代建築にはない魅力。



## 6. まとめ

- 1) 日本統治時代に建設されたアーケード付店屋「亭仔脚」に着目⇒賑わいの場としての空間構成、法制度、アクティビティについて整理し、日台比較。
- 2) 空間構成・・・断面、間口寸法のいずれも、日台ともに近い値のヒューマンスケールのアーケード空間が連続。
- 3) 法制度・・・台湾では文化財・景観資源として価値を認め、積極的な法整備によって利活用。一方、日本では行政による価値の認識、活用の動きはナシ（逆に、有階アーケードを解消しようとする動き）。
- 4) アクティビティ・・・台湾では賑わいに溢れ、多様で自由で緩い使われ方。一方、日本では人通りが少なく、シャッター街化が進行している。



⇒防火建築帯・防災建築街区の更新手法・・・下駄履き型タワービルによる再開発では失われる価値を認める手法として、利活用の可能性。  
⇒使い勝手や効率性、法制度（既存訴求）からは課題もあるが、歴史的価値や人間的スケールの空間を活かした利活用として、事業者への情報提供へ。

### [参考] 授業を通じた考究

現代におけるアーケード商店街の再々開発  
(3年後期「建築設計B2」、沼津)

台湾亭仔脚リサーチブック  
(M1「計画デザイン論」)

